

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき組織することとし、「千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする千代川水系とは、一級水系千代川のうち、直轄管理区間を示す。

(目的)

第2条 千代川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(ダム部会)

第6条 千代川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、ダム部会を置く。

2 ダム部会は、ダム部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、鳥取県国土整備部河川課及び中国地方整備局鳥取河川国道事務所が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年7月4日から施行する。

平成30年2月7日 一部改正

平成30年5月18日 一部改正

令和元年5月29日 一部改正

令和2年 月 日 一部改正

別表 1

千代川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員) 鳥取市長
鳥取県 危機管理局長
鳥取県 鳥取県土整備事務所長
気象庁 鳥取地方気象台長
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長

(オブザーバー) 八頭町長

(事務局) 鳥取県県土整備部 河川課
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

別表 2

千代川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員) 鳥取市 危機管理部長
鳥取市 都市整備部長
鳥取市 下水道部長
鳥取県 危機管理局 副局長
鳥取県 鳥取県土整備事務所 計画調査課長
気象庁 鳥取地方気象台 防災管理官
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 河川副所長
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路副所長

(オブザーバー) 八頭町 防災室長

(事務局) 鳥取県県土整備部 河川課
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所